《高齢者虐待防止法で虐待と定義されている行為》	
身体的虐待	殴る、蹴る、つねる、押さえつける、意に反してベッドに縛りつける、つなぎ服を着用させる、自分で開けられない部屋に閉じ込める
世話や介護の 放 棄・ 放 任	髪が伸び放題、皮膚が汚れている、食事や水分を与えない、適切な医療や介護サービスを受けさせない、劣悪な住環境の中に放置する
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、話しか

ナない、返事しない、子ども扱い 性的接触、みだらな言葉による嫌がらせ

性的 虐

経済的虐待

必要なお金を渡さない、 本人以外が年金 や預金を勝手に使う

懲罰的に下半身を裸にして放置する

です。 差し伸べることが大切 言葉をかけたり、手を 参加し、 苦労している人が く え込まないこと、そし の負担を知り、 また、 周りの人が介護者 一人じゃない」 ている人がい「同じように 温かい

を侵害されている状態をいいま 厳をもって生きる」権利(人権) 高齢者虐待とは、高齢者が「尊

への支援

す。の重荷が軽くなることもありま

高齢者虐待を防ぐため

で抱え込まな

高齢者の権利や利益を守ること「高齢者虐待防止法」は、この平成18年4月に施行された の法律では、 を目的としています。 (介護や世

責任感や介護の疲れな

虐待に気づいた方からの通報だ

地域包括支援センターでは、

めには、 らきちんとしなければ」というに大きなものです。「家族だか が必要であるとされています。 話をしている親族等) をする家族の負担は考える以上 大切なことです。 で、尊厳を保ち暮らしていくた 高齢者が住み慣れた環境の中 在宅での介護はとても しかし、

介護

ないように、秘密は守られます。のます。通報した人が特定されてる義務があることが定められてに気づいた人は市町村に通報する論者虐待防止法では、虐待

き、

よう、

す。あいさつなどの、何気なあうことが虐待の予防になり

にも、一人で介護を抱待を未然に防ぐためありません。高齢者虐 どから虐待が始まって しまうケースも少なく

10月の家族介護教室

この教室では、専門家を交えて介護に関 する学習や、参加者同士の交流を行ってい ます。

【安曇川会場】

▼開催日 10月14日(金) 安曇川公民館 所

【朽木会場】

10月24日 (月) ▼開 催 日 所 丸八百貨店

〈両日とも〉

▼時 11時~15時

容 ▼内 認知症の方への接し方や介 護について

師 渡辺哲弘認知症専門指導師

▼参 加 費 昼食代(1,000円)

▼申込方法 開催日前日までに各地域包 括支援センターまで



南部地域包括支援センター

齢者も介護者も、その人らしくます。虐待を未然に防止し、高齢者本人からの相談も受けていけでなく、介護している方や高 を介護する家族を孤立させないた心遣いです。高齢者や高齢者 よう支援していきます。 人生を生きていくことができる みんなが声をかけあ ちょっとした変化に気づ ちょっとし い支え

よう支援していきます

虐待を防ぐのは、

齢者も介護者も、

(32)2520

 $\mathbf{3}(32)4413$

00 **C**OM

保年金岛马勋名

できません。 満額の ば、満額の年金を受け取ることがるまでの4年間保険料を納めなけ老齢基礎年金は、20歳から60歳に

なお、老齢基礎年金を受給するたいなお、老齢基礎年金を受給するたいない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(たたしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができますが、この要件を満れた方に限られます)。

できます。
方も国民年金に任意加入することが方も国民年金に任意加入することがまた、海外に在住する日本国籍のれた方に限られます)。

保険料納付は口座振任意加入被保険者の

国民健康保険

だ な お、 。 ため、原則、口座振替をお申し込みく保険料を確実かつ円滑に納付いただく任意加入の申出については、月々の

現金で納付することもできます。なお、正当な理由がある場合には、

②資格を喪失するまでの期間の保険料①預金口座を有していない場合 【**現金で納付ができる場合は**】 を迎えて任意加入期間が終了する(加入する年度内に納付月数が40年 を前納する場合

③その他①、②に準ずる正当な事由が 方など)

【窓口での手続き】

座振替ができない旨の申出書の提出がれる際に、口座振替申出書もしくは口任意加入の資格取得申出書を提出さ 必要です

(口座振替ができな 式は任意の様式で構いません)口座振替ができない旨の申出書の様

◎詳しくは高島市役所・各支所また

く減少した。 失業などにより収入が著

活が著しく困難となった。 記に類する事由により

替での

部負担金の徴収猶予および免除制度

り最長3か月間免除されます。間猶予されます。また、収入が生活間猶予されます。また、収入が生活時的に生活が著しく困難となった世時のに生活が著しく困難となった世

☎ (215)8137 保険年金課

対象となる人

なった世帯の被保険者れかに該当し、生活が著しく困難と主など主たる生計維持者が次のいず国民健康保険被保険者である世帯

(審査があります。)

【申請手続き】

前に、市役所保険年金課へ申請書世帯主が医療機関を受診される

と必要書類を提出してください ※申請書以外にも次のものが必

・その他申請理由を明らかにすり災証明書(災害の場合)・り災証明書(災害の場合)・関係を受給者証、離職証明・雇用保険受給者証、離職証明・世帯主と世帯員の給与支払明・被保険者証

・事業または業務の休廃止、不作、不漁などにより収入不作、不漁などにより収入・干ばつ冷害などで農作物のた。 資産に重大な損害を受け死亡、精神もしくは身体に一変災、風水害、火災などで 年金相談所 時

10月27日 (木) 日 10時~16時

安曇川公民館 場 所 予約専用電話でお申 申込方法 し込みください。

© 077-521-1489 平日8時30分~17時

※予約受付は、定員になり次第、締め切 りとなります。

紙ごみ減量標語応募作品

【電話】大津年金事務所

※この電話では予約以外のご用件はお受 け出来ません。

北部地域包括支援センター 北部健康福祉センタ-

1(22)0193 **1**(22)5101

南部健康福祉センタ-